

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 9 日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第 3 号

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の特別調整額に関する規則（昭和 35 年岩手県人事委員会規則第 16 号）の一部を次のように改正する。

改正前							改正後						
別表 給料の特別調整額表（第 2 条、第 3 条関係）							別表 給料の特別調整額表（第 2 条、第 3 条関係）						
組 織	区 分						組 織	区 分					
	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	6 種		1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	6 種
[略]							[略]						
警察 本部等	[略]				[略] 給与調査官	[略]	警察 本部等	[略]				[略] 給与調査官	[略]
	[略]				被害者対策室長	[略]		[略]				広報官	[略]
	[略]				[略] 情報管理調査官	[略]		[略]				被害者対策室長	[略]
	[略]				生活安全調査官	[略]		[略]				[略] 情報管理調査官	[略]
	[略]				[略]	[略]		[略]				<u>安全・安心まちづくり推進室長</u>	[略]
	[略]				[略]	[略]		[略]				生活安全調査官	[略]
	[略]				[略]	[略]		[略]				[略]	[略]
備考	[略]						備考	[略]					

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成 19 年 3 月 12 日から施行する。